

第3次福津市行財政改革大綱

～未来につながる創造的な行政経営のための改革～

令和3年度～令和7年度

福津市

令和3年11月

はじめに

福津市は平成 17 年の誕生から今年で 17 年目を迎えました。

当初、減少傾向であった本市の人口は平成 24 年（2012 年）頃から増加に転じ、令和 12 年（2030 年）頃まで増加が続くと予想しています。人口は増加傾向であるものの、その年齢構成に目を向けると、高齢化の進行、生産年齢人口割合の減少、年少人口の急激な増加など、対応すべき新たな課題も生じています。

また、市が保有する公共施設の多くは、高度経済成長期に建設されたものであり、近い将来耐用年数に達し、更新の時期を一斉に迎えようとしています。

本市はこれまで、市総合計画において無駄を減らし、サービスの質を高める行政経営¹へと変革することを掲げ、行財政改革大綱（第 1 次、第 2 次）、行財政集中改革プランを策定し、庁舎の統合、職員数の適正化、業務のアウトソーシングなど様々な改革に取り組んできました。

今回の第 3 次行財政改革大綱は、市民生活の質の向上と市の成長にとってより必要性が高い施策、事業への重点化を図ることにより、次世代に住みよいまちを引き継ぐため、その理念や基本方針を明確化したものです。

行財政改革の目的は単なる費用削減ではありません。業務の改善や歳出の削減により、新たな事業に投資するための人的資源や財源を生み出し、最終的に市民サービスの向上につながることを目的です。市民生活の質を高め、人と投資を呼び込むことにより、市の成長と税収の確保に寄与し、さらに生活の質が高まるという好循環が生み出されます。

また、財政の適正化・健全化はもちろんですが、柔軟な発想と行動で財源や政策手法の多様化にも取り組み、未来につながる創造的な行政経営を行います。

この大綱は『福津市』が持続可能なまちづくりを進めるために必要な計画です。将来、市民の皆様と共に「あの時の改革があったから、今の福津市がある」と振り返ることができるよう、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和 3 年 11 月 15 日

福津市長 原崎 智仁

¹ 行政経営：行政運営において、民間の経営手法を取り入れ、ヒト・モノ・カネ・情報の経営資源を効果的・効率的に活用すること。

目 次

I	第3次行財政改革大綱策定にあたって	1
II	これまでの行財政改革の取組みと成果	2
III	福津市を取り巻く状況	3
IV	福津市の現状と課題	4
1	人口の推移と人口構成の変化	4
2	職員定数の適正化状況	6
3	財政状況	7
4	公共施設等の維持管理	11
V	行財政改革の基本理念と方針	14
1	大綱の位置付け	14
2	改革の基本理念と方針	14
3	計画期間	16
4	部経営の推進による質の高い行政サービスの提供	16
VI	取組の内容	17
VII	推進体制	19
1	庁内推進体制	19
2	進行管理の報告	19
3	外部評価	19
VIII	資料	21

I 第３次行財政改革大綱策定にあたって

全国的にみると、人口減少・少子高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、地方公共団体は、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する市民ニーズに的確に対応することが期待されています。加えて、本市では人口が増加しており、人口増加に伴う社会的インフラの整備も必要となっています。

このような状況下において、行財政改革については、これまでの定員管理や給与の適正化などの「量的」な改革の取組が定着する中で、各自治体が創意工夫を凝らして新たな改革分野を開拓する「質的」な改革の取組を推進することが求められています。

今後、地方公共団体における経営資源の制約は更に強まる一方で、少子高齢化を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれています。

本市は、「人も自然も未来につながるまち、福津」を市の将来像と定めた『福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」』を令和元年９月に策定し、環境保全、経済成長、社会的包摂²の３つを調和させ、現在の世代と将来の世代の両方の希望を満たすような持続可能なまちづくりを目指しています。

本市では、「第３次福津市行財政改革大綱」を策定し、より質の高い地方行政サービスを効果的に提供するため、一層の取組を進めるものです。

² 社会的包摂：多様な人が公平に参加すること。

Ⅱ これまでの行財政改革の取り組みと成果

本市においては、平成 17 年（2004 年）の合併以来、「行財政改革大綱」（平成 19 年度～平成 23 年度）、「第 2 次行財政改革大綱」（平成 24 年度～平成 28 年度）、「行財政集中改革プラン」（平成 28 年度～令和 2 年度）により行政運営の効率化や市民サービスの向上に取り組んできました。職員数の純減や旅費の適正化、職員駐車場の有料化など行政内部の取り組みや、学校給食の民間委託、大規模公園等における指定管理者制度³の活用、保育所の民営化などの民間活力の導入の推進、幼稚園の統合、市役所庁舎の統合、エンゼルスポットの廃止などの施設の統廃合による効率的な行政運営の推進、効率的な財政運営のための公債費の繰上償還による財政運営の効率化など、簡素で効率的な行政システムの確立と市民サービスの向上を目指して行財政改革に取り組んできました。

（１）行財政改革大綱 ～人まかせにできない、未来がある。～ （平成 19 年 3 月策定）

計画期間 平成 19 年度～平成 23 年度

取組件数 78 項目

財政的效果 42 億 8 千万円

（２）第 2 次行財政改革大綱 （平成 24 年 8 月策定）

市を取り巻く大きな情勢の変化に対応していくための体制づくり

計画期間 平成 24 年度～平成 28 年度

取組件数 43 項目

財政的效果 1 億 9 千万円

（３）行財政集中改革プラン （平成 28 年 8 月策定）

計画期間 平成 28 年度～令和 2 年度

取組件数 12 項目（施設）

財政的效果 8,900 万円

³ 指定管理者制度：公民館や文化施設などの「公の施設」の管理は、従前は、地方自治法で規定されていた市の出資法人等の団体に限定されていた（管理委託制度）が、地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月）に伴い、条例で定めた手続きに基づき議会の議決を得た団体（株式会社、民間事業者、NPO 団体等）を「公の施設」の管理者として指定することが可能となったことから、これらの団体を「公の施設」の管理者に指定する制度。

Ⅲ 福津市を取り巻く状況

（１）社会状況

日本は、少子化による急速な人口減少と高齢化という未曾有の危機に直面しています。高齢者人口（65歳以上）は、団塊ジュニア世代（1971～74年生まれ）が全て高齢者となる令和24年（2042年）頃にピークを迎え、後期高齢者（75歳以上）人口はその後令和36年（2054年）まで増加を続けると見込まれています。

高度経済成長期に整備されたインフラや公共施設は、大量更新の時期を迎えており、老朽化対策が大きな課題となっています。

「Society5.0⁴」と呼ばれる新たな社会が提唱され、人工知能（AI）やIoT⁵、ロボット等がもたらす技術革新は、社会構造にも大きな影響を与えはじめています。

2030年を達成目標とする持続可能で包摂的な経済社会を実現するべく、世界が一体となってSDGs⁶の達成に取り組む機運が高まっています。

キャッシュレス社会が進行し、クレジットカードや電子マネー等を利用した決済が普及し、紙幣や硬貨などを使用する現金決済が少なくなってきました。

令和元年（2019年）に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生し、日本でも感染者が増大し、緊急事態宣言が発出されるなど、市民生活、経済に大きな影響を与えています。また、「新しい生活様式」や「働き方の新しいスタイル」の定着が求められています。

（２）自治体行政の課題

地方分権改革により、地方公共団体の権限や自由度は強化されている中で、住民が健康で文化的な生活を営み、地域経済を守るためには、地方自治体が安定して持続可能な形で住民サービスを提供し続けることが必要となっています。

これまでの行財政改革により職員数は減少する一方で、権限移譲や住民ニーズの多様化などによる業務量は増加する傾向にあります。また、社会保障に係る経費、老朽化した公共施設やインフラの更新に要する費用の増大が想定されます。

自治体行政の経営資源が変化する中、持続可能な行政体制の構築が必要となっており、短期的な視点だけではなく、中長期的な行政の姿を想定した改革が必要となっています。

⁴ Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

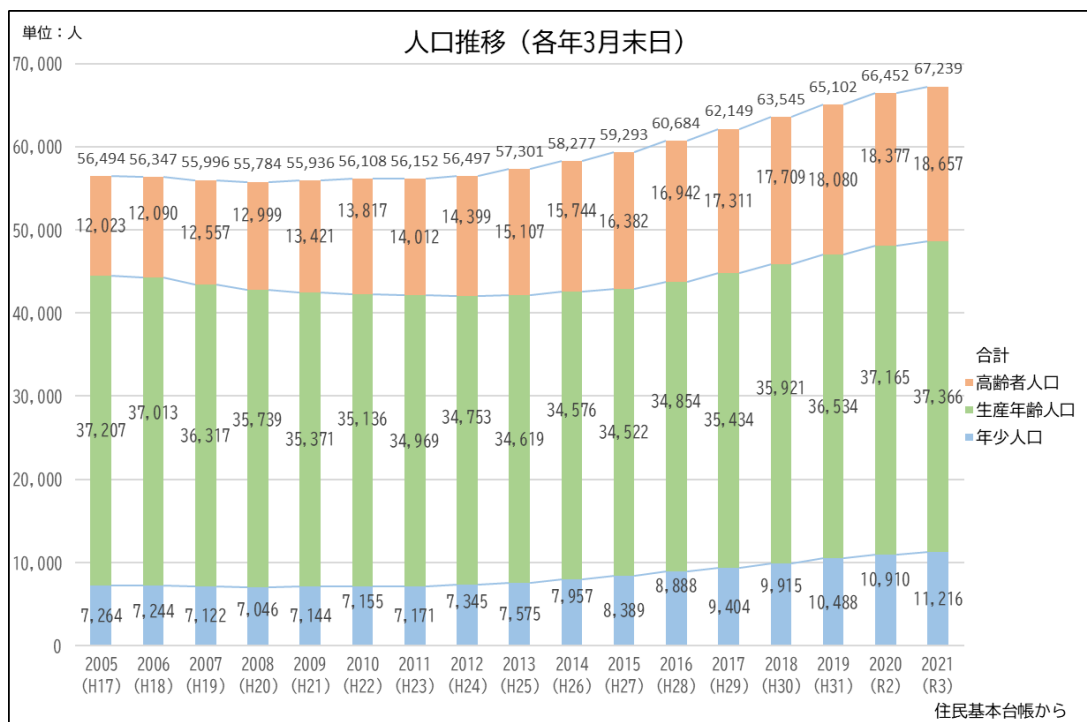
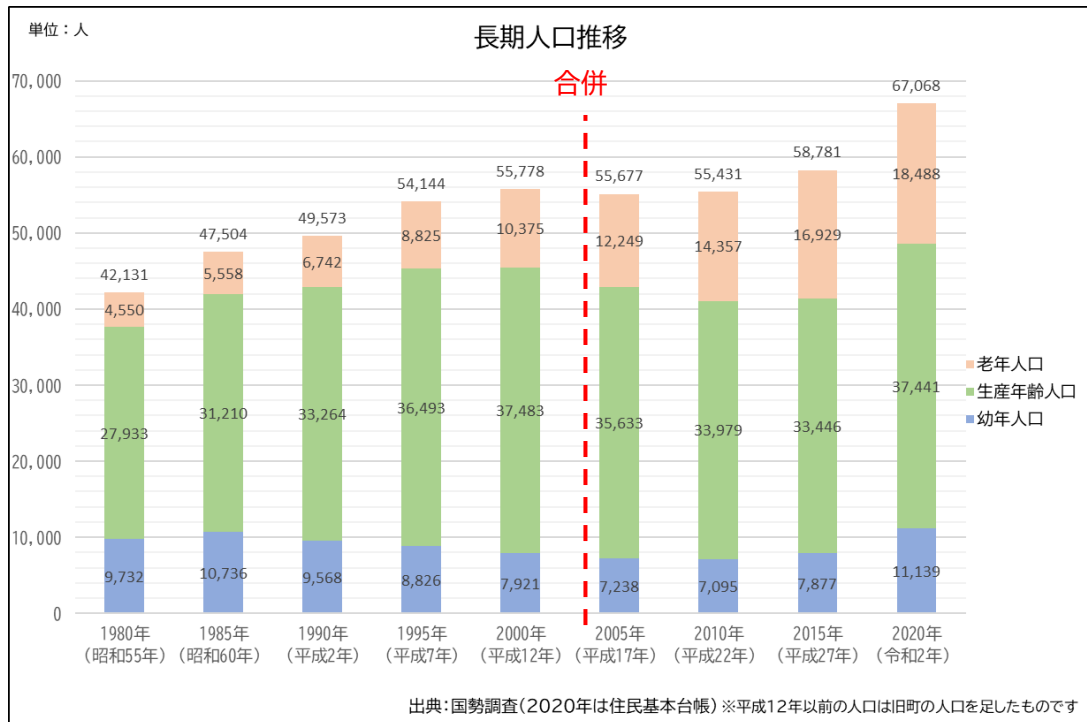
⁵ IoT：Internet Of Things（モノのインターネット）。様々な「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御するしくみ。それによるデジタル社会の実現をさす。

⁶ SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。持続可能な開発のために国連が定める国際目標で、17の成果的目標、169の達成基準、232の指標がある。（2015年9月国連サミット採択）

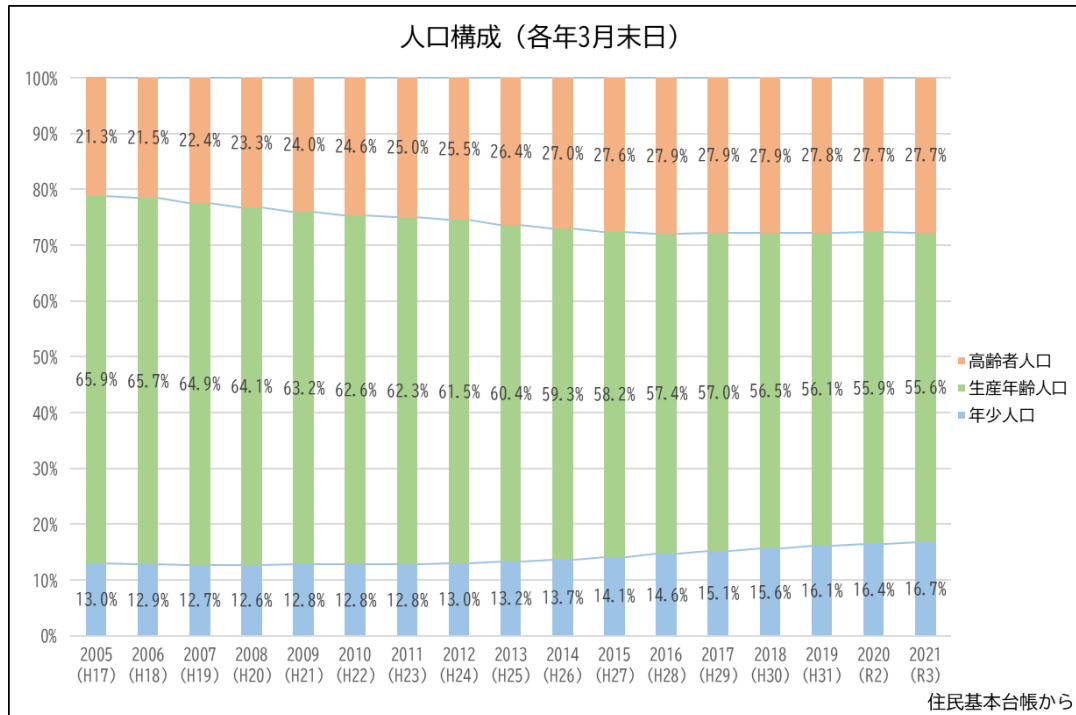
Ⅳ 福津市の現状と課題

1 人口の推移と人口構成の変化

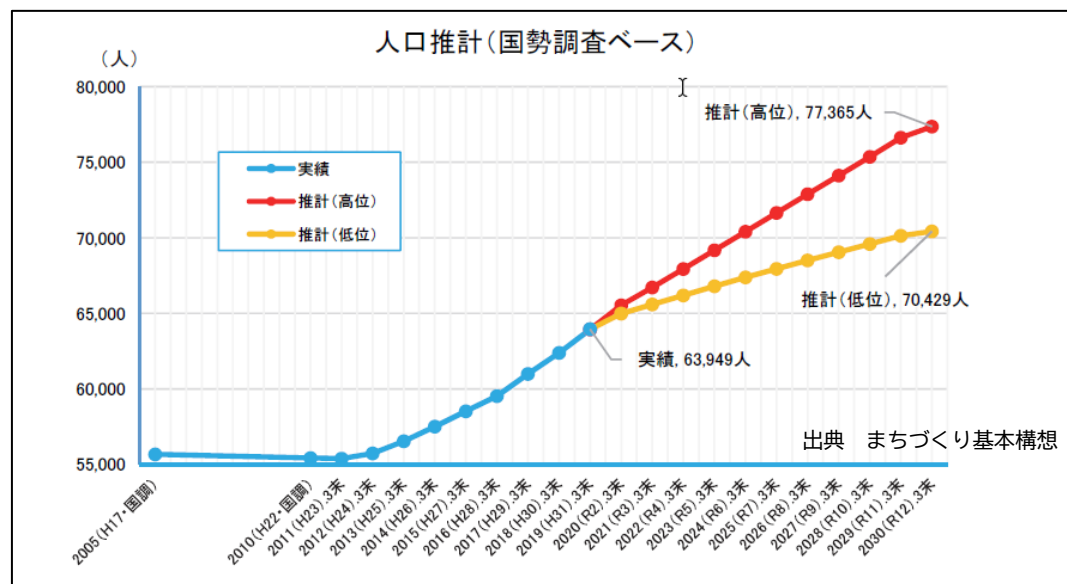
本市の人口は、合併前の平成12年（2000年）頃をピークに減少していました。福間駅東土地区画整理事業や公共下水道事業など都市基盤整備をはじめとする様々な施策を展開することにより、平成24年（2012年）頃から人口は増加に転じ、年に1,000人を超える人口増加が続いています。



全ての世代で人口が増加していますが、高齢化が進行し、高齢者の割合は令和3年度(2021年度)で27.7%となっています。また近年の子育て世代の転入の増加により、年少者の割合も増加しています。一方で生産年齢人口の割合は減少しています。



令和元年（2019年）9月に策定したまちづくり基本構想の人口推計において、令和元年（2019年）におよそ6万4千人だった人口が、令和12年（2030年）には高位推計でおよそ7万7千人、低位推計でおよそ7万人まで増加すると推計しています。

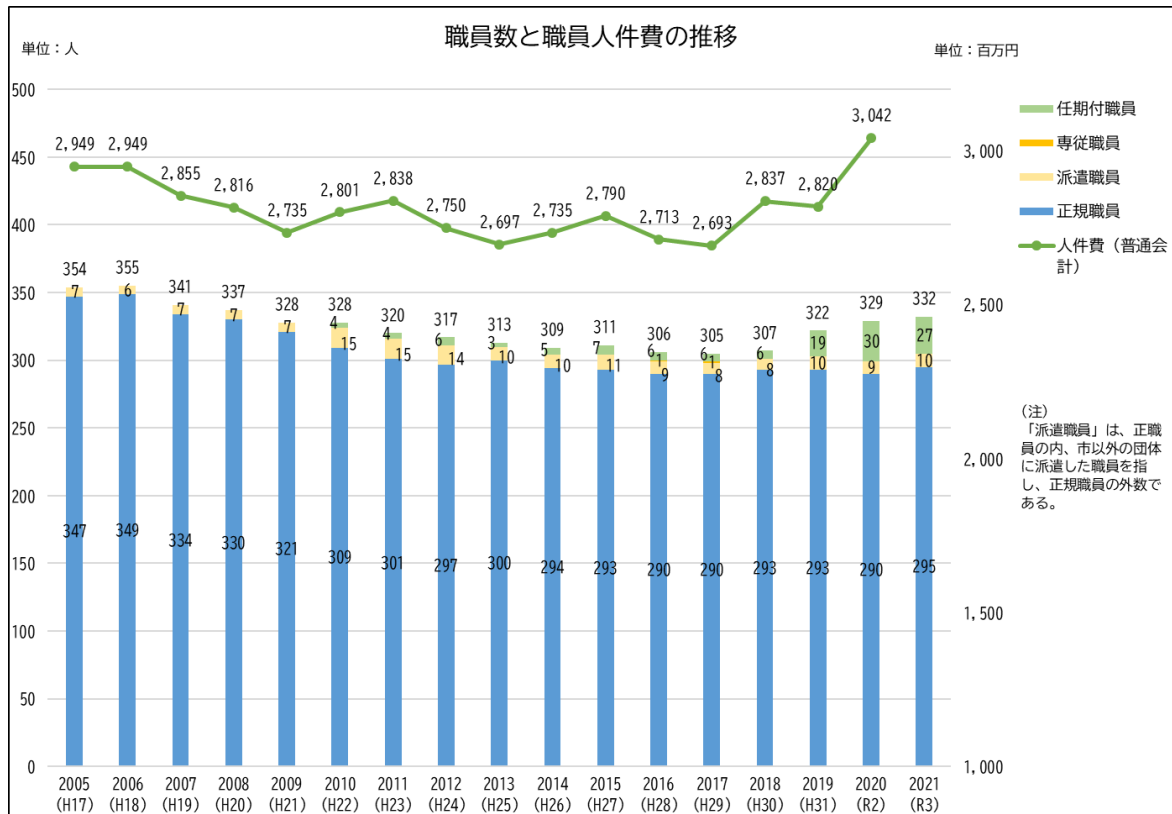


しかし、日本の総人口は平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少局面に入っており、この傾向は今後も当面続くものと考えられています。人口の社会増減のバランスは自治体を取り巻く様々な外的要因にも左右されるため、本市のように全国的に見て稀有ともいえる人口増加を続けている自治体にとって、今後、人口減少に転じるタイミングを想定することは非常に困難といえます。しかしながらいずれ本市も中長期的には人口減少に転じることは避けられないと考えられます。

2 職員定数の適正化状況

(1) 職員の状況

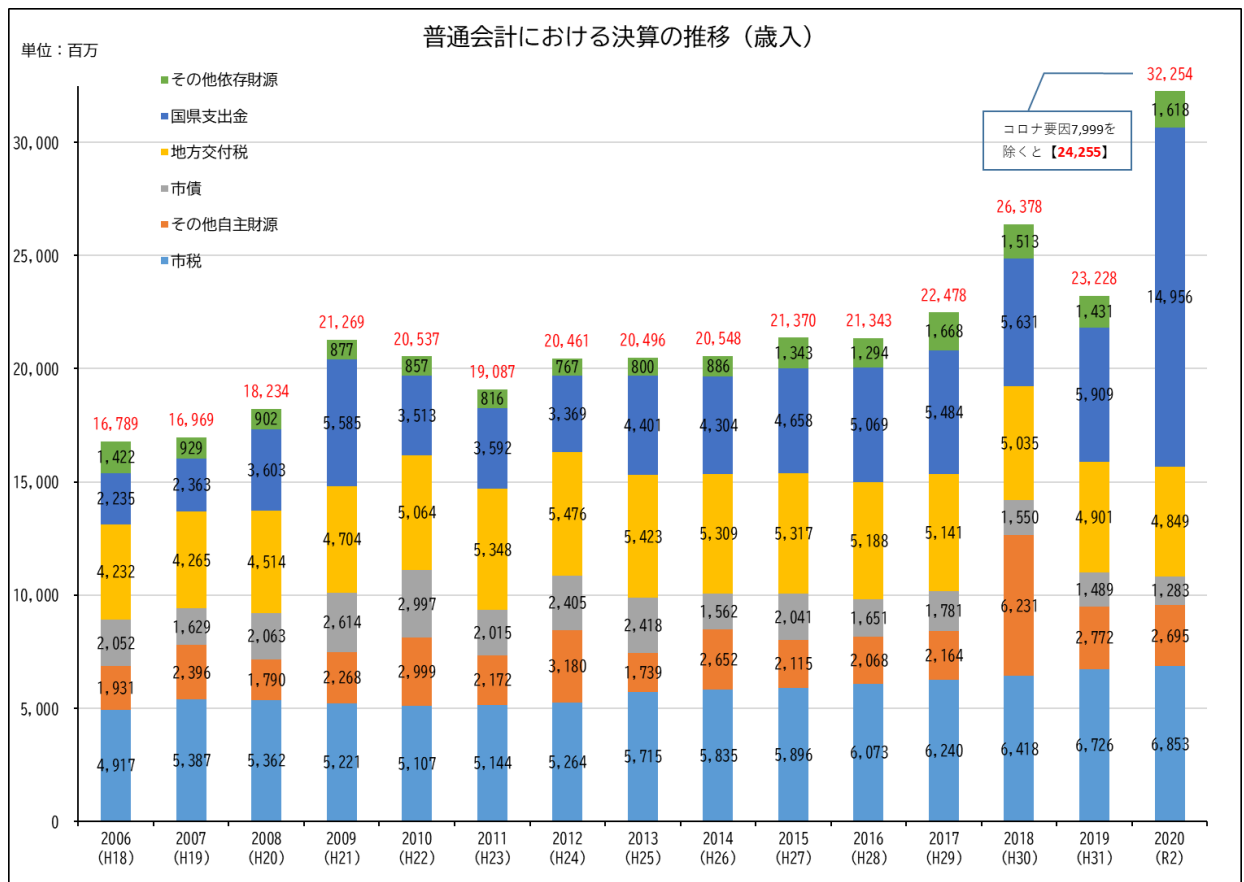
市では、合併以来職員定数の適正化を掲げ、職員数の削減に取り組みました。結果として、正職員数を合併時（平成 17 年 1 月）の 364 人から、令和 3 年度（2021 年度）には 305 人と、59 人の削減を行っています。平成 22 年（2010 年）からは任期付職員の採用を行っており、その数は年々増加し、令和 3 年度（2021 年度）には 27 人に達しています。



3 財政状況

(1) 歳入

本市の歳入の推移をみると総額では増加傾向にあり、200 億円を超える規模となっており、令和 2 年度（2020 年度）決算における歳入総額は、約 323 億円ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施したことが大きく影響しており、この要因を除いた場合、歳入総額は約 243 億円となります。主な自主財源である市税収入は約 69 億円で、市の歳入全体の約 29%（新型コロナウイルスによる影響額を除く、以下同様）となっています。一方で、国から交付される地方交付税が約 49 億円で市の歳入全体の約 20%を占めており、国県支出金など、他の依存財源と合わせると約 56%にも及びます。このことから、国・県からの地方交付税や補助金などに依存した脆弱な財政構造であることがわかります。



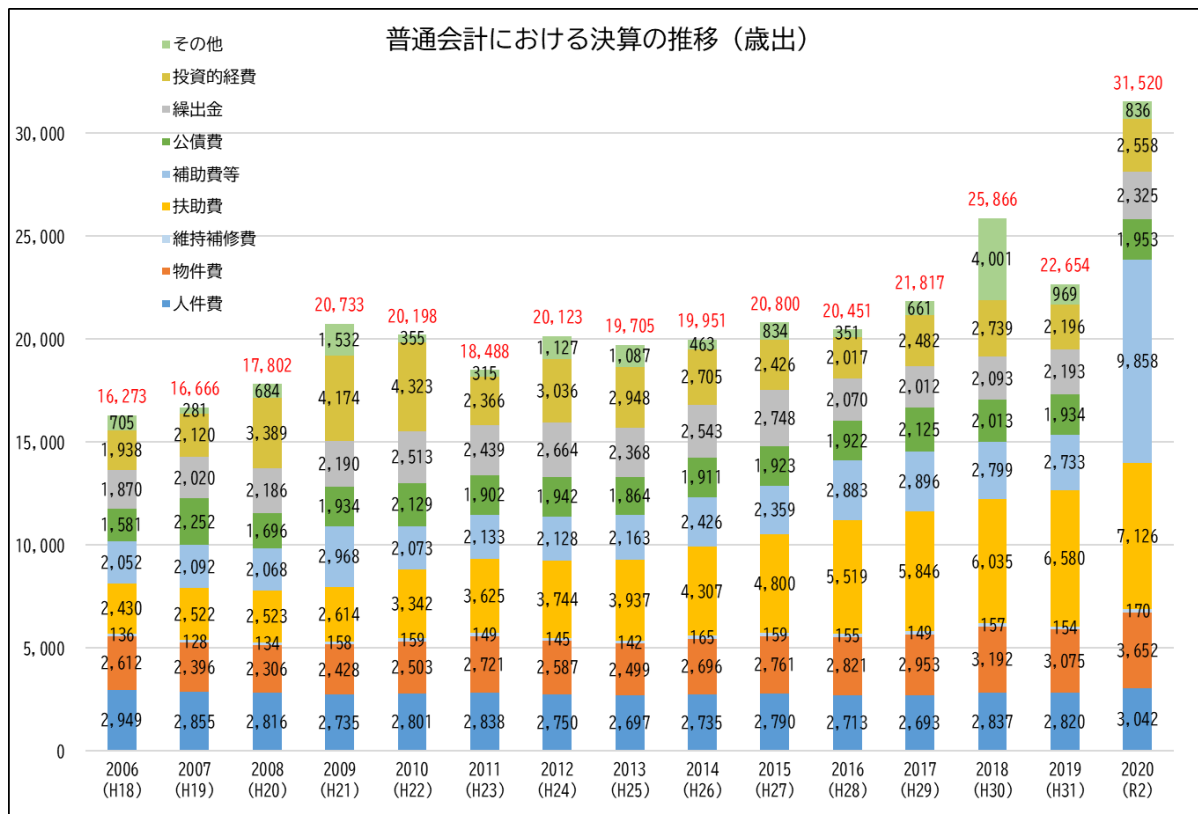
平成 30 年度（2018 年度）は、33 億円を財政調整基金から繰り入れ、同額を新たに創設した公共施設等総合管理基金に積立てたため、決算額が前年度と比べて大きく増加しています。

地方交付税が市税など基準財政収入額の増加や、普通交付税の特例措置（合併算定替⁷）の段階的縮減（令和元年度（2019 年度）で終了）により減少し、令和 2 年度（2020 年度）の普通交付税は平成 26 年度（2014 年度）に比べ約 4.3 億円少ない額となりました。一方で、市税は、近年における転入者の増加に伴い大きく増加しており、一般財源の総額としてはゆるやかな増加傾向にあります。

⁷ 合併算定替：合併後の一定期間、別々の市町村が存在するものとして計算した普通交付税額を保証し、合併によって不利益をこうむることのないように配慮をする制度。

(2) 歳出

本市の歳出の推移をみると総額では増加傾向にあり、200 億円程度の規模となっています。義務的経費の中でも特に扶助費は、平成 18 年度（2006 年度）以降、右肩上がりに増加しており、中でも子育て支援や障がい者など社会福祉関連の扶助費が大きく増加傾向にあります。令和 2 年度（2020 年度）決算における歳出総額は約 315 億円ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施したことが大きく影響しており、この要因を除いた場合、歳出総額は約 235 億円となります。扶助費は約 69 億円（新型コロナウイルスによる影響額を除く、以下同様）となっており、歳出全体に占める割合も 29%と最も高く、過去最大を更新しています。



平成 30 年度（2018 年度）は、33 億円を財政調整基金から繰り入れ、同額を新たに創設した公共施設等総合管理基金に積み立てたため、歳入同様に決算額が前年度と比べて大きく増加しています。

また、社会保障関係費である国民健康保険事業、後期高齢者医療事業および介護保険事業にかかる歳出についても増加しています。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険ともに保険料収入だけでなく、一般会計からの繰入を行い、歳出を賄っています。

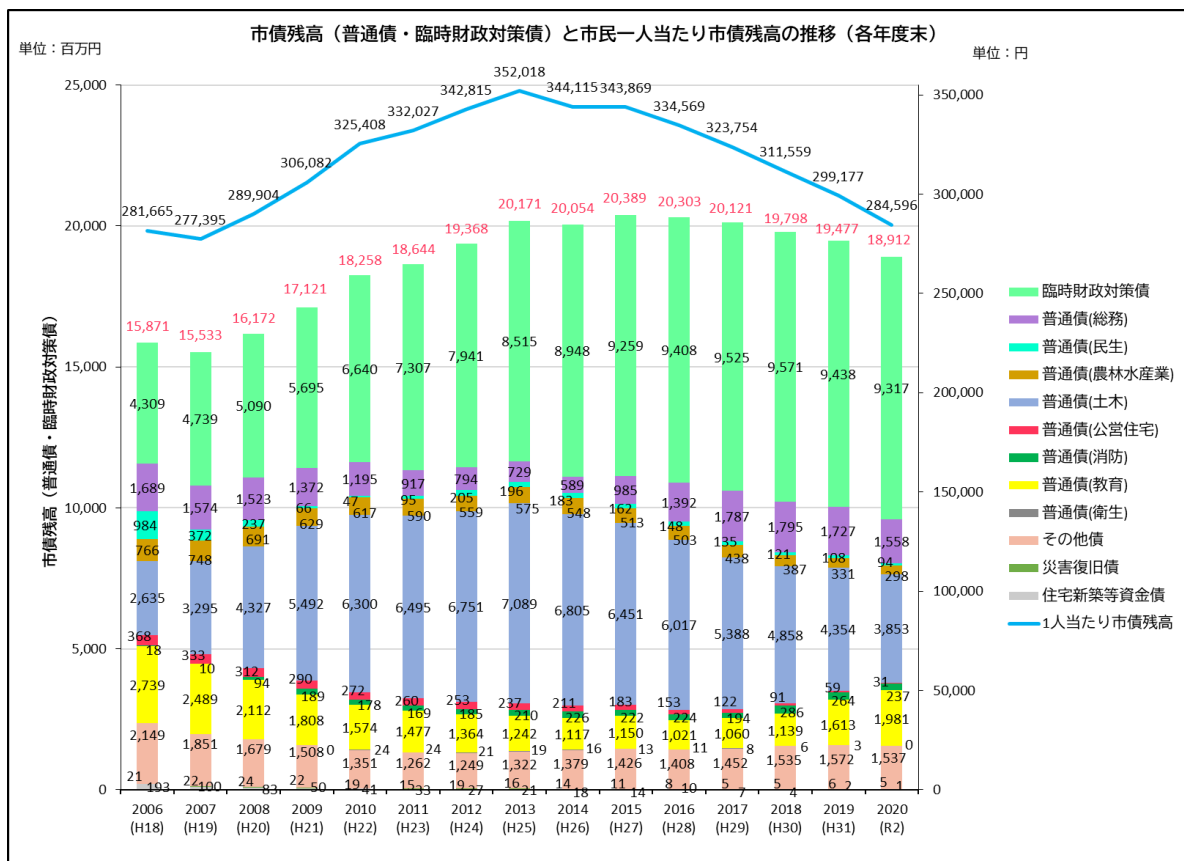
さらに、本市では公共下水道の普及を急速に進め、その財源として企業債を発行して事業を実施しました。この償還に要する費用を下水道使用料のみで賄うことはできないため、一般会計から公共下水道企業会計に繰出しを行い、歳出を賄っています。

(3) 市債

公共施設等の建設事業費や用地の購入など、長期間にわたって効用を発揮する投資である場合、経費の分担についても世代を超えた分担が公平であると考えられます。

市は、主にこうした事業の資金を調達するため、市債を発行することができます。

市債残高（普通会計債・臨時財政対策債⁸）は、平成 18 年度（2006 年度）末では約 159 億円であったのに対し、令和 2 年度（2020 年度）末では約 189 億円となり、約 30 億円増加しています。



市債の残高は減少傾向にあり、人口の増加も相まって市民 1 人当たりの市債残高も減少しています。しかしながら、福間中学校の改築のため令和 4 年度までに約 20 億円の市債の発行を予定し、また、今後予定される学校の新設にも市債の発行が想定されることから、今後市債残高は増加することが予想されます。

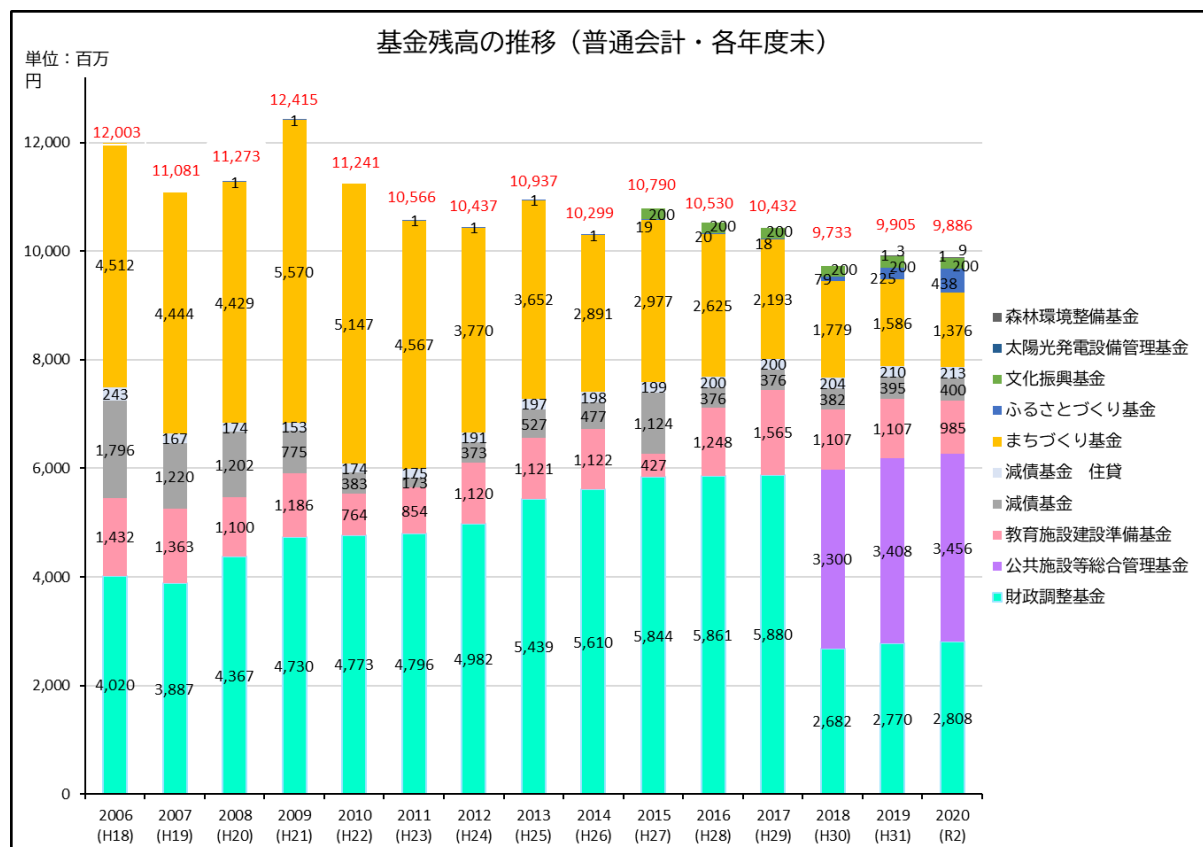
また、普通会計債、臨時財政対策債のほかに、公共下水道事業会計において、下水道整備のために発行した、企業債の残高が、平成 18 年度（2006 年度）末では約 98 億円であったのに対し、令和 2 年度（2020 年度）末で約 153 億円になっており、約 56 億円増加しています。普通会計債、臨時財政対策債と下水道企業債を合わせると、令和 2 年度（2020 年度）末で約 342 億円の残高となっています。

⁸ 臨時財政対策債：国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らに地方債を発行させる制度。その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(4) 基金

経済事情の急激な変動などにより財源が著しく不足する場合への対応や学校建設など特定の目的のための資金を基金として積み立てています。基金残高の推移は下表のとおりで、平成18年度（2006年度）では約120億円であったのに対し、令和2年度（2020年度）では約99億円となり、約21億円減少しています。

平成30年度（2018年度）には、今後増加する施設の更新、維持修繕及び解体等、必要な経費の財源に充てることを目的とする公共施設等総合管理基金を設置し、財政調整基金から33億円を取り崩し、同額の積み立てを行いました。

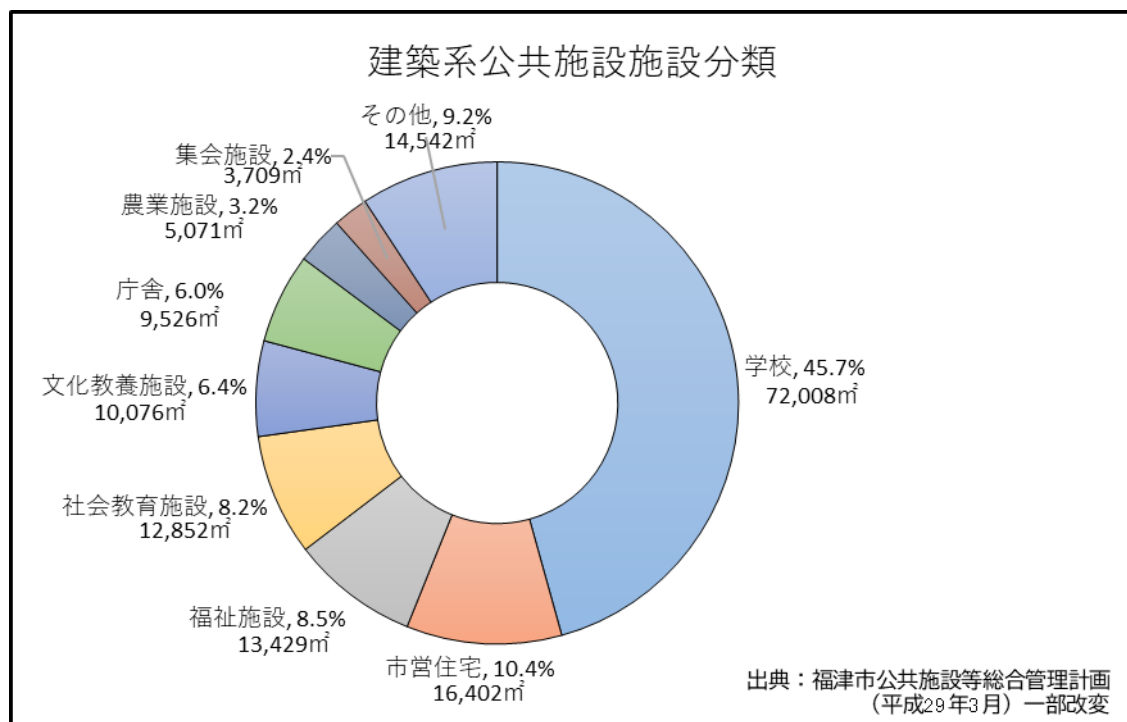


また、直近では福間中学校の老朽化と生徒数の増加に対応するため、建替を実施しています。その財源として、令和3年度（2021年度）に教育施設建設準備基金から約6.5億円を充てることとしており、教育施設建設準備基金の残高は、令和3年度（2021年度）末には約3.4億円程度となる見通しです。

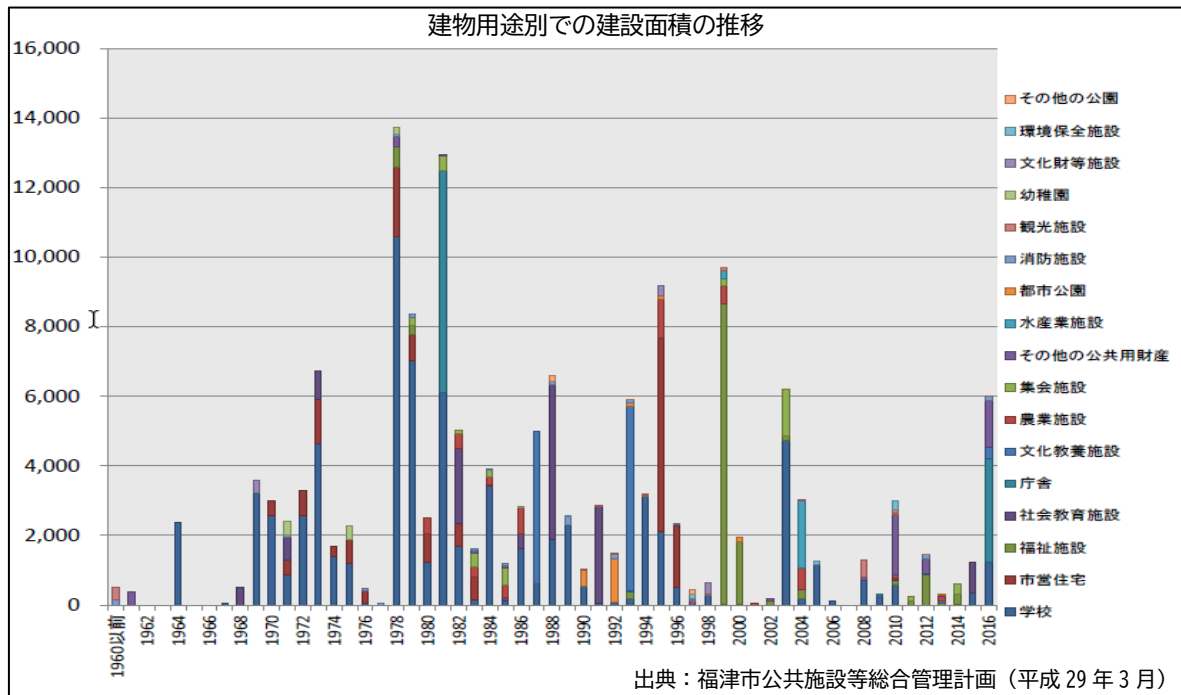
4 公共施設等の維持管理

本市が保有する施設には、庁舎、学校、市営住宅、図書館などの「建築系公共施設」と道路、橋りょうなどの「土木系公共施設」、下水道の「企業会計施設」があります。

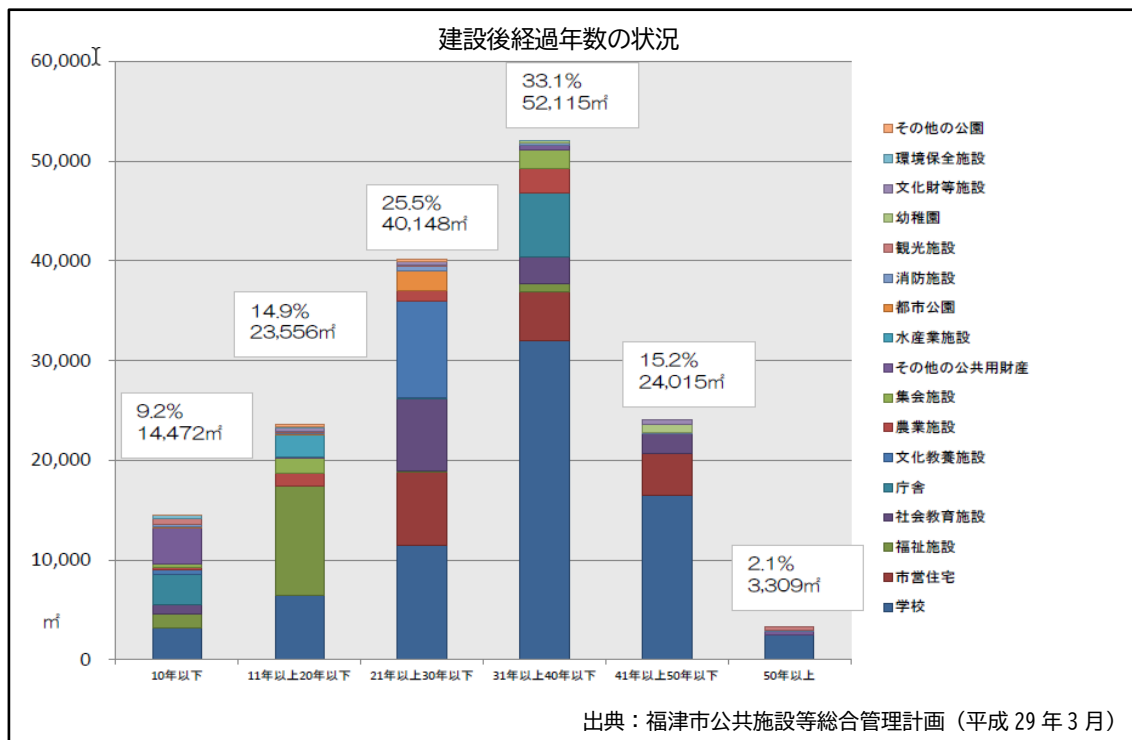
建築系公共施設の施設分類ごとの延床面積の割合をみると、平成 28 年度（2016 年度）時点で、学校が 45.7%（72,008 ㎡）と最も高い割合を占めており、次いで市営住宅が 10.4%（16,402 ㎡）、福祉施設が 8.5%（13,429 ㎡）、社会教育施設が 8.2%（12,852 ㎡）、庁舎が 6.0%（9,526 ㎡）などとなっています。



建物用途別での建設面積の推移をみると、人口増加や行政需要の拡大などに伴い、昭和 45 年（1970 年）頃から平成 6 年（1995 年）頃にかけて多くの建物が建設されています。特に、日本経済の安定成長期であった昭和 50 年代（1975 年～1984 年）には非常に多くの建物が建てられており、昭和 53 年（1978 年）から昭和 56 年（1981 年）頃にかけて、学校（福間東中学校、神興東小学校など）や市庁舎（本館）などの建設により最も高いピークがみられます。また、その後も大規模な施設が建設された時点でいくつかの山がみられます。学校や社会教育施設については概ね平成 2 年（1990 年）頃までに整備されており、それ以降は文化教養施設、市営住宅、福祉施設などが整備されてきています。

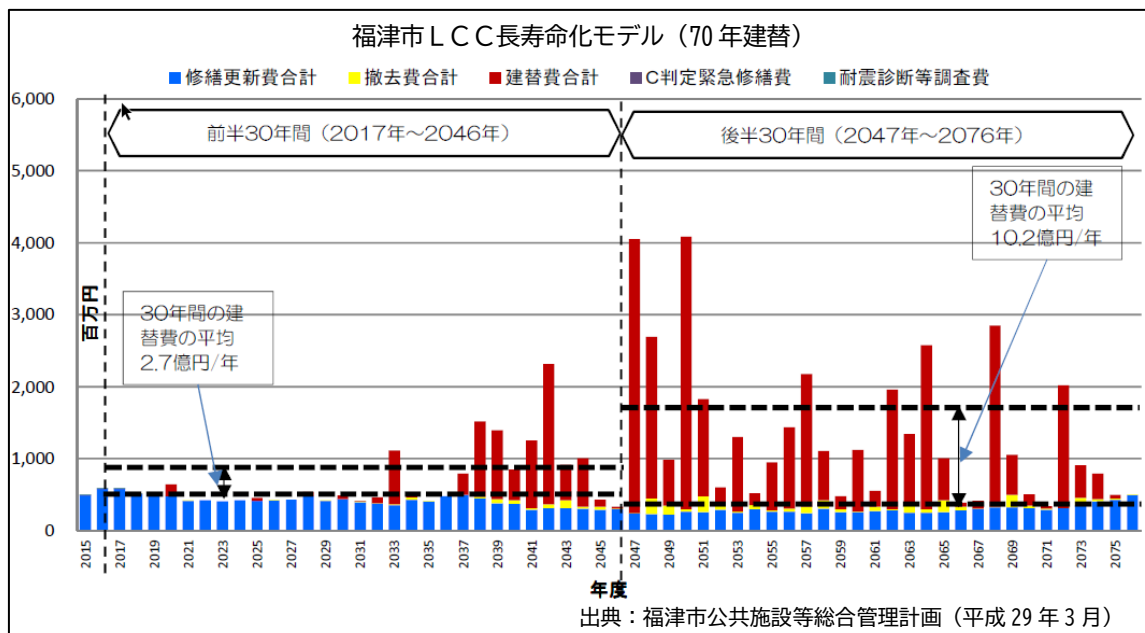


経過年数をみると、31 年以上 40 年以下のものが最も多くなっており、学校、庁舎、市営住宅などが高い割合を占めます。次いで 21 年以上 30 年以下では社会教育施設や文化教養施設が、11 年以上 20 年以下では福祉施設の占める割合が大きくなっています。（平成 28 年度（2016 年度）時点）



公共施設等総合管理計画では、今後の建築系建物の「LCC長寿命化モデル（70年建替）」を算出しています。これによると、前半30年間（2017年～2046年）の修繕更新費用は、年平均4億円強、建替費は、年平均2.7億円となっています。一方で、後半30年間（2047年～2076年）の修繕更新費用は年平均3.0億円、建替費は年平均10.2億円であり、前半30年間の年平均に比べて3～4倍の費用となっています。

算定した60年間の建築系公共施設の修繕更新費用と建替費との合計は、620億円となり、年平均に換算すると約10.3億円となります。



このように、今後修繕更新費や建替費の負担が大きくなる一方で、現在進行している人口の急激な増加や将来的な人口減少により、各種公共施設の需要やニーズも変化していくことが予想されます。

V 行財政改革の基本理念と方針

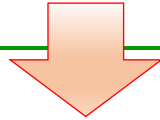
1 大綱の位置付け

福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」で、まちづくり計画の基本的な考え方を示しています。3つの基本的な考え方のうちの「創造的な行政経営による変革を推進」を具現化し、行財政運営を効果的、効率的に実現するための指針として、第3次福津市行財政改革大綱を制定します。

福津市まちづくり計画「まちづくり基本構想」

まちづくり計画の基本的な考え方

1. 「持続可能なまちづくり」の視点で、バランスよく推進
2. 多様な関係機関との戦略的な連携を推進し、発信力を拡充
3. 創造的な行政経営による変革を推進



自治体経営という視点を忘れず、これまで取り組んできた行財政改革をさらに一歩前へ進めて、効率的な公共施設の管理や、未来への投資に対する選択と集中を図ります。財政の適正化・健全化はもちろんですが、柔軟な発想と行動で財源や政策手法の多様化にも取り組みます。

また、部経営の推進と職員の創造性や政策立案力の向上を促進することで、自律的なマネジメントによる組織運営を図るとともに、チーム福津として、部課を横断した情報共有やプロジェクトにも積極的に取り組みます。

具現化・指針

第3次福津市行財政改革大綱

2 改革の基本理念と方針

これまでの行財政改革では、「効果的、効率的な自主・自立の行政経営⁹⁾」や、「行政の組織力向上、経費（予算）の再配分などによる情勢の変化に対応していくための体制づくり¹⁰⁾」を基本方針に掲げ、事務処理コストの削減や民間委託化の推進による事務の効率化などの取組を進めたことにより、一定の成果を重ねてきました。

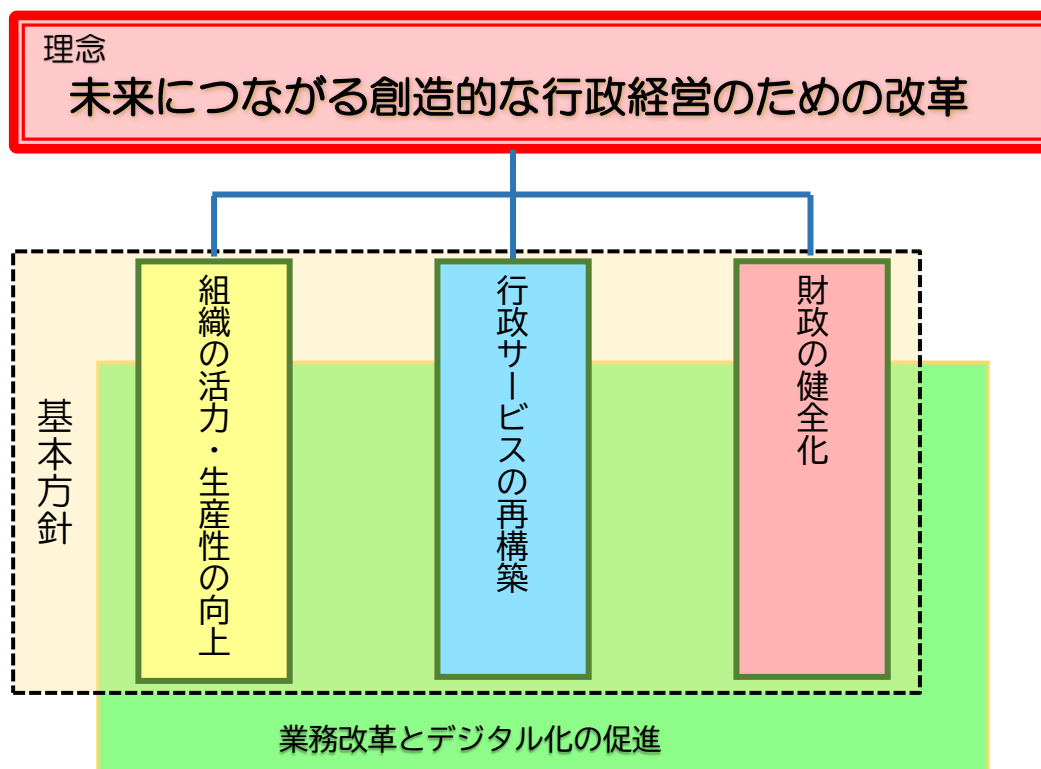
今後、より質の高い行政運営を実現するためには、これまで以上に、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、これまでの取組、また、これから実施する取組に付加価値を付けるという考え方を共有し、行政経営の視点を決して忘れることなく、効率的な公共施設の

⁹⁾ （第1次）行財政改革大綱の基本方針

¹⁰⁾ 第2次行財政改革大綱の基本方針

管理や、未来への投資に対する選択と集中を図ります。財政の適正化・健全化はもちろんのこと柔軟な発想と行動で財源や政策手法の多様化にも取り組みます。また、AIやICTの活用などデジタル化の促進により人的、金銭的なコストの更なる削減を進めることも必要となります。

これまでの行財政改革大綱などの普遍的な理念や基本方針を引継ぎ、さらに推し進めるとともに、「まちづくり基本構想」の理念を加味して、コストの削減・効率化が未来への投資につながる「持続可能なまちづくり」のための行財政改革の理念と基本方針を次のとおりとします。



改革の理念

未来につながる創造的な行政経営のための改革

改革の基本方針

組織の活力・生産性の向上

地方分権の推進や市民ニーズの多様化により市が行う事務は増加を続けていますが、職員数には限りがあります。このような状況の中、職員が能力を発揮できる環境を整え、組織の活力や生産性の向上を図ることにより、効率的な事務の執行体制の確立を目指します。

行政サービスの再構築

市の事務事業は多岐にわたっていますが、中には対象者の少ないもの、費用に対し効果の少ないもの、事業の役割を終えたもの等も存在します。真に必要な行政サービスを見極め、サービスの再構築を行い、時代に応じた必要な行政サービスに変化させながら、持続可能な行政経営を目指します。

財政の健全化

質の高い市民サービスを持続的に提供するためには自主財源の確保が必要です。市税の他、新たな財源の確保を進めるとともに、事務事業の効率的な執行による管理経費の削減などを進め、財政基盤の強化と健全で安定した財政運営を目指します。

新たな改革の視点

業務改革とデジタル化の促進

地方分権の推進や、市民ニーズの多様化、人口増による事務量の増加に限られた職員数で対応するためには、効率的に事務を実施する必要があります。そこで、AIやICTなどのデジタル化の促進により、これまでの業務の改善や改革を進め、改革の基本方針の達成を目指します。

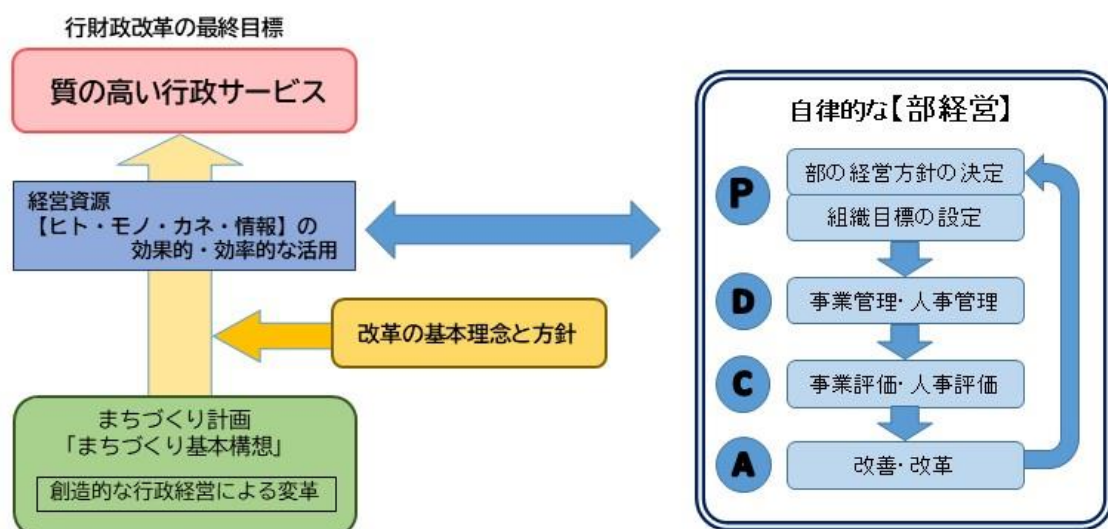
3 計画期間

この大綱の計画期間は次のとおりとします。

令和3年度～令和7年度（5年間）

4 部経営の推進による質の高い行政サービスの提供

「2 改革の基本理念と方針」に基づく創造的な行政経営による変革を通じて、質の高い行政サービスの提供を行うことこそが、行財政改革の最終目標となります。そのためには、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効果的・効率的に活用するための仕組みが欠かせません。【部経営】は部長を中心に行政経営を行うことで、各部の取り組みの方向性や重点施策・重点事業を経営方針として決定し、事業目標管理や人事目標管理の仕組みとの連携を通じてPDCAサイクルによる改善・改革へとつなげ、経営資源の適正な配分を自律的に決定する仕組みです。



VI 取組の内容

この大綱を基に行財政改革大綱実施計画を策定し、社会情勢の変化等に伴う見直しを適宜行いながら計画的な改革の推進に努めます。この大綱の改革の理念、基本方針を具現化する主要な取り組みの内容は次のとおりです。また、大綱に記載されていない事項についても、改革の実現に必要なものについては適宜積極的に取り組むこととします。

(1) 組織の活力・生産性の向上

①活力の向上

職員がやりがいを感じ、高いモチベーションを維持しながら働きやすい環境づくりを進めるとともに、メンタルヘルスに配慮し、組織活力の向上を目指します。

[主要な取組]

時間外勤務の縮減等によるワークライフバランスの推進

②生産性の向上

人件費の上昇を抑制しながらも、削減・手順の変更を含む業務の見直しやデジタル化の促進等により業務の効率化を行い、生産性の向上を目指します。

[主要な取組]

AI・OCR¹¹、RPA¹²の導入による業務効率化

電子決裁の推進による業務効率化とペーパーレス化の促進

システムの共通化（自治体クラウド）の利用による効率化と費用の縮減

施設管理の包括管理業務委託の導入

(2) 行政サービスの再構築

①負担の公平化

市の事業や施設には、市民全般が利用するものではなく特定の市民が利用するものがあります。利用する者と利用しない者の負担の見直しを行い、負担の公平化を目指すことにより市民ニーズに合った施設、サービスへの転換を行います。

[主要な取組]

公用バスの外部団体の利用条件の見直し及び保有台数の削減

大規模公園の使用料の見直し

公共施設の使用料、利用料の見直し

学童保育所保育料の見直し

粗大ごみの収集運搬料金の有料化

し尿処理料金補助事業の見直し

市営納骨堂の民営化

¹¹AI・OCR：AI（人工知能）技術を取り入れた光学文字認識機能（OCR）。手書き文字の認識処理工程にAI技術を組み込むことで、読み取り精度を大きく向上することができる。

¹²RPA：Robotic Process Automationの略である。パソコン上の手作業で行っている定型処理を自動化するための仕組みである。ルールに沿った単一的な作業を大量に行う作業に適用することで業務の自動化や効率化を図ることができる。

②選択と集中

高度経済成長期に整備された公共施設は、更新の時期を迎え、老朽化対策が大きな課題となっています。これに対応するため、公共施設の現状の可視化と全体最適を目指した分析を行い、他に重複する機能を統合します。また、老朽化が進んだ施設、利用者が減少するなど事業の役割が小さくなったものの機能を再定義し、施設配置の全体最適を図る中で廃止も検討します。

[主要な取組]

- 中央公民館の機能の再定義・再配置
- 野外活動広場（わかたけ広場）のキャンプ施設廃止
- 宮司公民館の廃止
- 利用度が低い公園、狭小公園の再配置の推進
- 公衆便所の維持管理費の削減

③民間活力導入の促進

公共施設の管理や運営に民間活力の導入を更にすすめることで、付加価値を高め、施設や行政サービスの効率的、効果的な運営を目指します。

[主要な取組]

- 大和保育所の機能と運営方法の再構築
- 福祉会館（潮湯の里夕陽館）の民営化
- 本木川自然公園（ほたるの里）の民営化
- 健康福祉総合センターの指定管理の導入
- 地域農業用施設の民間への移譲

④新たなサービスの導入

これまでにとらわれない、市政情報の積極的開示、デジタル化の促進などにより行政と市民との新しい関係構築と、行政窓口等での市民の利便性の向上を目指します。

[主要な取組]

- 行政情報のオープンデータ化の促進
- 行政手続きの電子申請の促進
- 窓口申請書類における押印の廃止

(3) 財政の健全化①経費の節減

事務事業に必要な経費の節減を目指します。

[主要な取組]

- 大峰山自然公園維持管理の見直しによる経費の削減
- 浄化センターの維持管理費の削減

②歳入の拡大

市税以外の収入を確保するための制度の確立、市有財産の利活用を更に進めることによる新たな財源の確保と、制限税率制度の活用による歳入の拡大を目指します。

[主要な取組]

- クラウドファンディングによる新たな財源の確保（資金調達）
- 企業版ふるさと納税による新たな財源の確保（税控除制度の活用）
- 市有財産の有効活用
- 法人市民税の税率改正

VII 推進体制

1 庁内推進体制

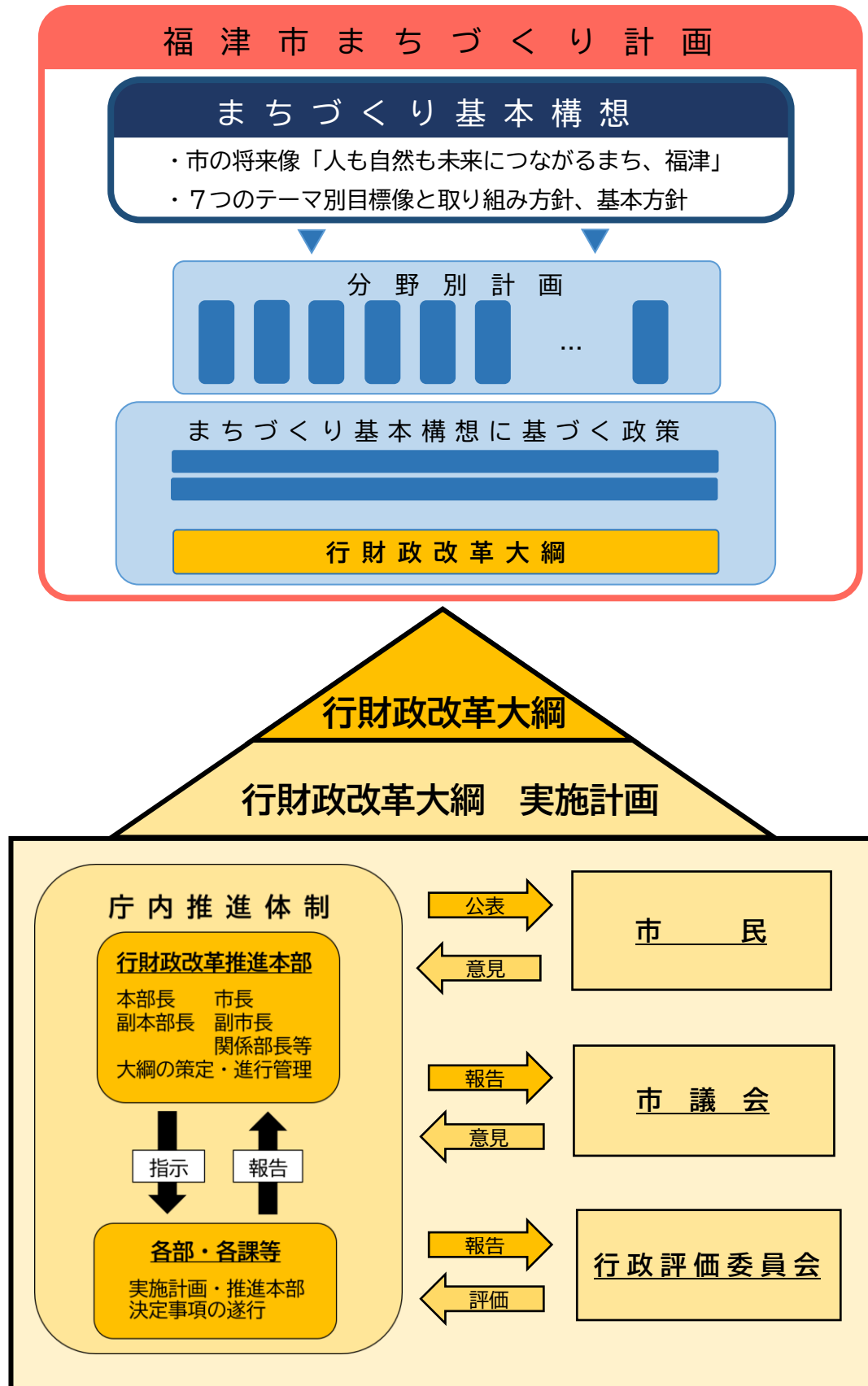
第３次行財政改革大綱を着実に推進するため、市長を本部長とする「福津市行財政改革推進本部」において、毎年度進行管理を行います。進行管理では、行財政改革実施計画に記載した取り組み項目の進捗状況を確認します。また、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するため、新たな取り組みの掘り起こしやスケジュールの前倒しなどを随時行いながら見直しを実施します。

2 進行管理の報告

第３次行財政改革大綱の進行管理の結果は、市民、市議会に公表、報告し、意見を踏まえながら行財政改革を推進します。

3 外部評価

第３次行財政改革大綱の進行管理の結果は、福津市行政評価委員会に報告し、評価を踏まえながら行財政改革を推進します。



VIII 資料

(1) 第3次行財政改革大綱策定の経緯 令和2年6月～令和3年11月

◆素案の作成過程

- ・各課からの提案、職員提案
- ・行財政改革大綱策定会議（テーマ別会議）【各担当係員で構成】において、庁内横断的的改革テーマの検討
- ・行財政改革大綱策定会議（総括会議）【まちづくり推進室、総務課、財政調整課で構成】において、素案の検討
- ・行財政改革推進本部【市長・部長で構成】において素案の決定

◆案の作成過程

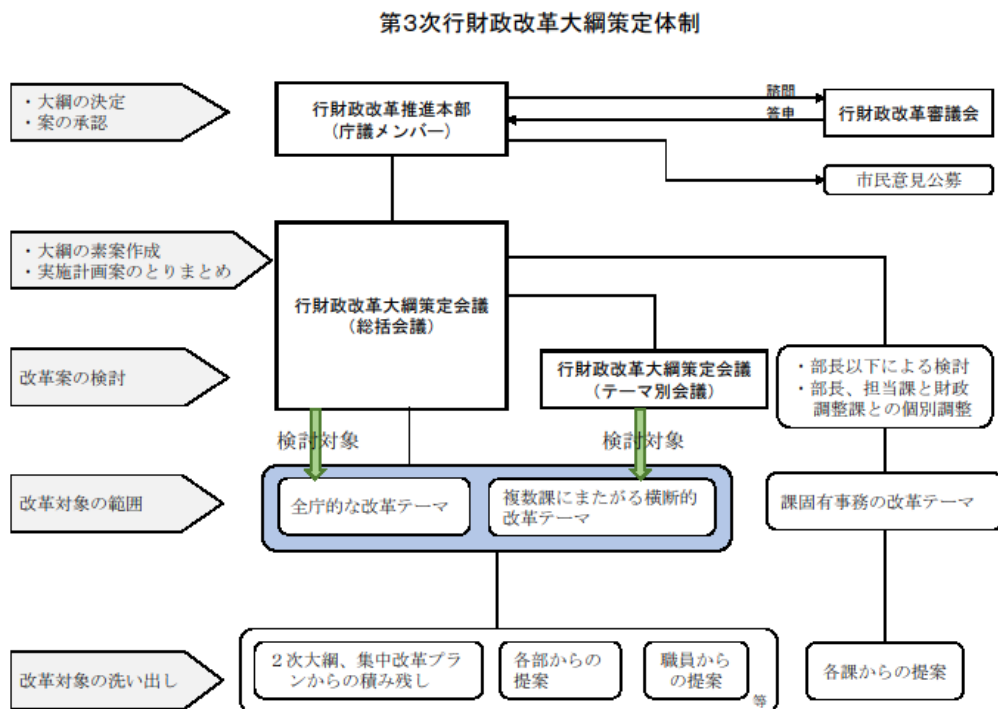
- ・行財政改革審議会に素案の諮問
- ・行財政改革審議の意見を受け、行財政改革推進本部において案の決定

◆市民意見公募

- ・令和3年8月2日～9月30日 意見数92件

◆策定

- ・行財政改革審議会からの最終答申
- ・行財政改革推進本部において大綱の策定



(2) 行財政改革審議会について

◆行財政改革審議会規則

○福津市行財政改革審議会規則

平成27年3月20日

規則第5号

改正 平成28年4月1日規則第33号

平成30年3月31日規則第18号

令和2年3月10日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市行財政改革審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福津市の行財政改革に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する6人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 審議会の委員の任期は、前条に規定する調査及び審議が終了するときまでとする。

3 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部財政調整課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開く審議会については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成28年4月1日規則第33号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日規則第18号)

◆行財政改革審議会委員（敬称略）

会長 加留部 貴行
副会長 山下 永子
委員 尾形 由起子
委員 川口 正利
委員 芹野 千佳子
委員 森山 英明

◆審議会開催

第 1 回 令和 3 年 5 月 11 日 諮問、大綱案検討

検討内容についての事前意見聴取

第 2 回 令和 3 年 6 月 18 日 大綱案検討

大綱案修正、コメントについて事前意見聴取

第 3 回 令和 3 年 7 月 5 日 大綱本文及びコメント「実施の際の留意点」検討

市民意見公募結果について事前意見聴取

第 4 回 令和 3 年 10 月 29 日 市民意見公募結果報告、大綱案検討、答申

◆諮問【令和 3 年 5 月】

3 福財第 3 6 号
令和 3 年 5 月 1 1 日

福津市行財政改革審議会
会 長 加留部 貴行 様

福津市長 原 崎 智 仁

福津市第 3 次行財政改革大綱について（諮問）

平成 1 7 年 1 月 2 4 日に福津市が誕生してから 1 6 年余が経過しました。本市はこれまで、市総合計画において無駄を減らし、サービスの質を高める行政経営へと変革することを掲げ、行財政改革大綱（第 1 次、第 2 次）、行財政集中改革プランを策定し、庁舎の統合、職員の適正化、業務のアウトソーシングなど様々な改革に取り組み、一定の成果を重ねてきました。

減少傾向であった本市の人口は平成 24 年（2012 年）頃から増加に転じ、令和 12 年（2030 年）頃まで増加が続くと予想しています。人口は増加傾向であるものの、その年齢構成に目を向けると、高齢化の進行、生産年齢人口割合の減少、年少人口の急激な増加など、対応すべき新たな課題も生じています。また、市が保有する公共施設の多くは、高度経済成長期に建設されたものであり、近い将来耐用年数に達し、更新の時期を一斉に迎えようとしています。

次世代に住みよいまちを引き継ぐため、市民生活の質の向上と市の成長にとってより必要性が高い施策、事業に重点化を図りながら、今の時代に合わなくなったものや優先順位が低いものを見直す、民間にできるものは民間に任せるなど徹底的な行財政改革を具現化し、行財政運営を効果的・効率的に実現するための指針として、「第 3 次福津市行財政改革大綱」を策定します。

つきましては、「第 3 次福津市行財政改革大綱」の策定にあたり、貴審議会の忌憚のないご意見、ご提案を賜りたくここに諮問します。

◆行財政改革審議会からのコメント【令和３年７月】

第３次福津市行財政改革大綱実施の際の留意点について
～福津市行財政改革審議会からのコメント～

この度の福津市第３次行財政改革大綱の策定プロセスで、審議会委員から寄せられた「第３次大綱実施の際の留意点」をコメントとして取りまとめましたのでご参照ください。

令和３年７月
福津市行財政改革審議会会長 加留部 貴行

① 改めて「何のための行財政改革か」を市民と職員が理解すること

行財政改革は、福津市まちづくり計画で掲げるビジョンを実現させることを通じて、市民の幸せの実現につなげ、さらには実現する職員も幸せを感じるための手段であり、改革そのものが目的ではありません。そのためにも日頃から福津市が何を大事に考えて動いているのかを発信して常に市民と職員が共有し、理解しながら進めるプロセスを大切にしてください。

② 市民に対して「タイムリーかつ丁寧な説明と対話」を行うこと

実施の際、結論ありきの拙速な進め方は危険です。特に公共施設の廃止や民営化については、そこに至った背景や理由などを、これまでの利用者や多様な関係者に対して、今後への配慮を示した上で、タイムリーかつ丁寧な説明と対話を進める必要性を強く感じています。

場合によっては実施時期を見直すなどして、市民への丁寧な説明や利用者との対話の時間を確保し、市民の納得感を生み出して今後の市民の参画機会や自律的な動きへの実効性を持たせられるようなプロセスの構築に取り組んでください。

③ これからの「創造的な行政経営」の具体的な姿を示すこと

第３次大綱のタイトルに掲げている「未来につながる創造的な行政経営」をめざすならば、これまでの価値や概念の延長線上で判断する廃止や民営化ではなく、新たな視点や概念、手法の下で古い施設を活かす柔軟な発想が必要です。例えば、市民や職員の創意工夫により、地域の中での先進的な実践や基幹的な役割が果たせるように設置目的を見直すなど、施設別に細やかな機能の再定義や運営手法の再構築を図ってみてください。

④ 実施の「優先順位」を示すこと

第３次大綱実施にあたっては、コスト改善のみならず取り組みの存在意義も含めた「効果」と、実施にあたっての「難易度」の２つの視点で取り組みを分類し、単に、廃止や縮小が先行する「スクラップ&ビルド」ではなく、福津市のビジョン実現のために何を優先して着手すべきかを示す「ビルド&スクラップ」の考え方が必要です。

さらに、スクラップされる財源の使い道を明らかにすることで、行財政改革の先にあることを具体的に示し、市民も職員もともに「以前よりはよくなった」「あのおかげで実現できた」と実感できるような、小さな成功体験を積み重ねる進め方を探究してください。

⑤ 生活者起点を意識した「市民のための人・組織づくり」を行うこと

第２次福津市行財政改革大綱に比べると質量ともにはるかに多い内容であるため、果たして本当に実現できるのかが危惧されます。実現のためには何よりも福津市職員個々人が心身ともに健康であり、市民との対話と職員同士の庁内共働を基盤に進められることが求められます。その環境づくりは首長と管理職の重要な責務として、市民のための人事のあり方と体制を早急に見直し、人材育成と組織力向上を具体的かつ早めに着手すべきと考えます。生活者起点を意識した「市民のための人・組織づくり」は福津市の急務です。

◆答申【令和3年10月】

令和3年10月29日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市行財政改革審議会
会長 加留部 貴行

第3次福津市行財政改革大綱について(答申)

令和3年5月11日付3福財第36号で諮問のあった「第3次福津市行財政改革大綱」の策定について、福津市行財政改革審議会規則第2条の規定により、審議を重ねてきました。その結果を下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申内容

基本理念「未来へつながる創造的な行政経営のための改革」、3つの基本方針「組織の活力・生産性の向上」「行政サービスの再構築」「財政の健全化」、これらを支える新たな改革の視点「業務改革とデジタル化の促進」については、行財政改革に取り組む方針として基本的に了承し、各項目についても大綱素案に一部修正を加えたものの、おおむね妥当であると判断します。

ただし個別の取り組みのうち、「中央公民館の廃止」「大和保育所の民営化」については、「廃止」「民営化」の言葉が先行し、廃止・民営化「ありき」で進むことが危惧されたこと、また、市民が理解できるよう丁寧な説明と検討を行う必要があることから、それぞれ「中央公民館の施設の再配置と機能の再定義」「大和保育所の機能と運営方法の再構築」と素案を変更しました。

さらに「中央公民館」に関しては、市民意見公募(パブリックコメント)で市民の皆様から多くの意見を頂いたことから、「中央公民館の機能の再定義・再配置」に変更すべきと判断します。

また、大綱を実施するにあたっての留意事項を、先般の「第3次福津市行財政改革

大綱実施の際の留意点について～福津市行財政改革審議会からのコメント」のとおり付帯意見として再掲します。執行部におかれましては、今後の市政運営において十分留意されますことを要望いたします。

2. 付帯意見

大綱の実施にあたって留意すべき点を以下の通りといたします

①改めて「何のための行財政改革か」を市民と職員が理解すること

行財政改革は、福津市まちづくり計画で掲げるビジョンを実現させることを通じて、市民の幸せの実現につなげ、さらには実現する職員も幸せを感じるための手段であり、改革そのものが目的ではありません。そのためにも日頃から福津市が何を大事に考えて動いているのかを発信して常に市民と職員が共有し、理解しながら進めるプロセスを大切にしてください。

②市民に対して「タイムリーかつ丁寧な説明と対話」を行うこと

実施の際、結論ありきの拙速な進め方は危険です。特に公共施設の廃止や民営化については、そこに至った背景や理由などを、これまでの利用者や多様な関係者に対して、今後への配慮を示した上で、タイムリーかつ丁寧な説明と対話を進める必要性を強く感じています。

場合によっては実施時期を見直すなどして、市民への丁寧な説明や利用者との対話の時間を確保し、市民の納得感を生み出して今後の市民の参画機会や自律的な動きへの実効性を持たせられるようなプロセスの構築に取り組んでください。

③これからの「創造的な行政経営」の具体的な姿を示すこと

第3次大綱のタイトルに掲げている「未来につながる創造的な行政経営」をめざすならば、これまでの価値や概念の延長線上で判断する廃止や民営化ではなく、新たな視点や概念、手法の下で古い施設を活かす柔軟な発想が必要です。例えば、市民や職員の創意工夫により、地域の中での先進的な実践や基幹的な役割が果たせるように設置目的を見直すなど、施設別に細やかな機能の再定義や運営手法の再構築を図ってみてください。

④実施の「優先順位」を示すこと

第3次大綱実施にあたっては、コスト改善のみならず取り組みの存在意義も含めた「効果」と、実施にあたっての「難易度」の2つの視点で取り組みを分類し、単に、廃止や縮小が先行する「スクラップ&ビルド」ではなく、福津市のビジョン実現のために何を優先して着手すべきかを示す「ビルド&スクラップ」の考え方が必要です。

さらに、スクラップされる財源の使い道を明らかにすることで、行財政改革の先にあることを具体的に示し、市民も職員もともに「以前よりはよくなった」「あのおかげで実現できた」と実感できるような、小さな成功体験を積み重ねる進め方を探究してください。

⑤生活者起点を意識した「市民のための人・組織づくり」を行うこと

第2次福津市行財政改革大綱に比べると質量ともにはるかに多い内容であるため、果たして本当に実現できるのかが危惧されます。実現のためには何よりも福津市職員個々人が心身ともに健康であり、市民との対話と職員同士の庁内共働を基盤に進められることが求められます。その環境づくりは首長と管理職の重要な責務として、市民のための人事のあり方と体制を早急に見直し、人材育成と組織力向上を具体的かつ早めに着手すべきと考えます。生活者起点を意識した「市民のための人・組織づくり」は福津市の急務です。

以上

福 津 市 総 務 部 財 政 調 整 課
〒811-3293 福津市中央 1 丁目 1 番 1 号
TEL 0940-43-8114
FAX 0940-43-3168